
「監査役の理念」
「日本監査役協会の理念」

<http://www.kansa.or.jp>

公益社団法人
日本監査役協会
Japan Corporate Auditors Association

「監査役の理念」及び 「日本監査役協会の理念」について

人びとの暮らしを便利で快適なものとし、社会をより豊かにしていくためには、企業の健全で効率的な経営が永続的に行われていなければならない。この目的を達成するため、監査役は、企業が健全性を確保し、持続的に発展していけるよう、企業統治(コーポレート・ガバナンス)の確立に向けて、その職責を十全に果たす必要がある。

公益社団法人日本監査役協会は、監査役が法令上の職責に基づき、株主をはじめとする様々な利害関係者(ステークホルダー)や社会の期待に応えるべく、監査役の業務支援を行うとともに、監査役制度の信頼性と有用性を広く内外に発信することを重要な使命とする。

ここに示す理念は、これら監査役と日本監査役協会の役割使命、並びにその達成に向けた決意を明らかにするものである。

平成 23 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本監査役協会

監査役の理念

監査役は

コーポレート・ガバナンスを担うものとして、
公正不偏の姿勢を貫き、広く社会と企業の
健全かつ持続的な発展に貢献する。

監査役の行動指針

1. すべてのステークホルダーからの役割期待に応えるべく、
継続的に研鑽に努め、独立自尊の精神を涵養し、
信頼足り得る監査役を目指します。
2. 誠実さを旨とし、判断の根拠を広く社会に求めるとともに、
現場に立脚した正しい情報に基づき、
公正と信義を重んじた日々の監査役活動を遂行します。
3. いかなる状況下にあっても、毅然とした態度で
監査役職務を全うし、説明責任を果たし、
コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

注) 監査役には、監査委員・監事等を含む。

日本監査役協会の理念

当協会はわが国の監査役制度の信頼性と
有用性を広く内外に掲げ、
監査役の使命を高揚し、
良質なコーポレート・ガバナンスの確立をもって、
豊かなグローバル社会の実現を目指す。

日本監査役協会の取組み

1. 監査役が自らの職責を十分に果たせるよう、
その役割と機能を究明し、
時代の要請に応えた活動指針を提示します。
2. 企業の社会的責任の遂行と
コーポレート・ガバナンスの強化に寄与するため、
監査役に啓発と研鑽の機会を提供します。
3. 監査役制度の有用性をより高めるため、
広く社会との対話を促進し、わが国の
コーポレート・ガバナンスのあるべき姿を提言します。

注1) 監査役には、監査委員・監事等を含む。 注2) 監査役制度には、監査委員会制度を含む。

「監査役の理念」及び「日本監査役協会の理念」の補足説明

【監査役の理念】

▶▶▶ 「コーポレート・ガバナンスを担うものとして」

監査役は、経営者とともにまさに車の両輪として、コーポレート・ガバナンスの強化に重要な責任を担っているとの認識を表しています。

【監査役の行動指針】

▶▶▶ 第1項 「すべてのステークホルダーからの役割期待に応えるべく」

監査役は、その負託を受けた株主のために行動することは言うまでもありませんが、すべてのステークホルダーからの役割期待に公正に応えていくことで、ひいては株主利益の増大にもつながることを表しています。

▶▶▶ 第2項 「誠実さを旨とし」

監査役の監査活動における基本的な心構えを表しています。すなわち、監査役が正しい情報を十分に入手するための前提となる態度が「誠実性」(integrity)です。

▶▶▶ 第2項 「判断の根拠を広く社会に求める」

監査役が行動の軸とすべき会社法の要請はもとより、社会からの期待にも積極的に応えていく意思を表しています。「社会」には、法、公正性、倫理観等、監査役がその判断の根拠とすべき広い概念が含まれています。

【日本監査役協会の理念】

▶▶▶ 「わが国の監査役制度の信頼性と有用性を広く内外に掲げ」

わが国の監査役制度は累次の法改正を経て機能強化が図られるとともに、その背景にある社会の期待は増大の一途を辿ってきました。こうした状況の中で、監査役制度がわが国の企業実務において高い信頼を獲得し、十分な機能を果たしていることについて、当協会は、海外も視野に入れ積極的な説明と広報に努めていく決意を表しています。

▶▶▶ 「豊かなグローバル社会の実現を目指す」

公益社団法人への移行に伴い、新定款でも示されているとおり、当協会はこれまでも増して社会との関係が強く求められています。こうした当協会の新しい役割期待を踏まえ、当協会が社会の一員として、わが国のみならず、広く世界において相応の貢献を果たしていくことを表明しています。

【日本監査役協会の取組み】

▶▶▶ 第1項 「その役割と機能を究明し」

監査役の「役割」について、その多くは法が規定しているところではありますが、一方、監査役の「機能」は、監査役がそうした役割を果たすことにより、実際に社会にもたらされるものを意味しています。当協会は、何が監査役の果たすべき役割であり、監査役はいかなる機能を果たすのかを究明してまいります。

▶▶▶ 第3項 「広く社会との対話を促進し」

当協会は、わが国のコーポレート・ガバナンスや監査役制度のあるべき姿について積極的に建議、意見具申を行うとともに、国内のみならず海外に対してもそれらの信頼性と有用性を積極的に説明し理解を求めます。